



## “家電リサイクル法の基礎知識”

### 家電リサイクル法の目的は何でしょう？

皆さんが使っていた家電で、古くなった・壊れた等の理由により必要なくなった使用済み家電製品を、小売業者が引取り、製造業者等が再商品化を適正・円滑に進めるための法律です。廃家電（廃棄物）の適正な処理と資源の有効利用の確保を図ることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を目的としています。

### 家電リサイクル法の対象となる機器は何があるの？

家電製品のうち、①町による再商品化等が困難であり、②再商品化等をする必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものとして、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）／エアコン／冷蔵庫・冷凍庫／洗濯機・衣類乾燥機が対象機器とされています。

### 「再商品化等」とはどのようなことをいうのでしょうか？

廃棄された対象機器から、部品と材料を分離し、新たな製品の部品または原材料として再利用したり、部品または原材料として再利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「再商品化」といいます。

### 家電リサイクル法での役割分担とリサイクルの流れ

排出者は適切な排出（小売業者への引渡し）と費用の負担、小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は小売業者などからの引取りとリサイクル、それぞれに役割分担があり、関係する全ての人々が協力してリサイクルを進めていくことが必要です。

#### 排出者（消費者）

##### 使った人 ⇄ 費用を支払う人

- 排出する際の適正な引渡し
- 収集・運搬、再商品化（リサイクル）にかかる費用の支払い

#### 小売業者（家電小売店）

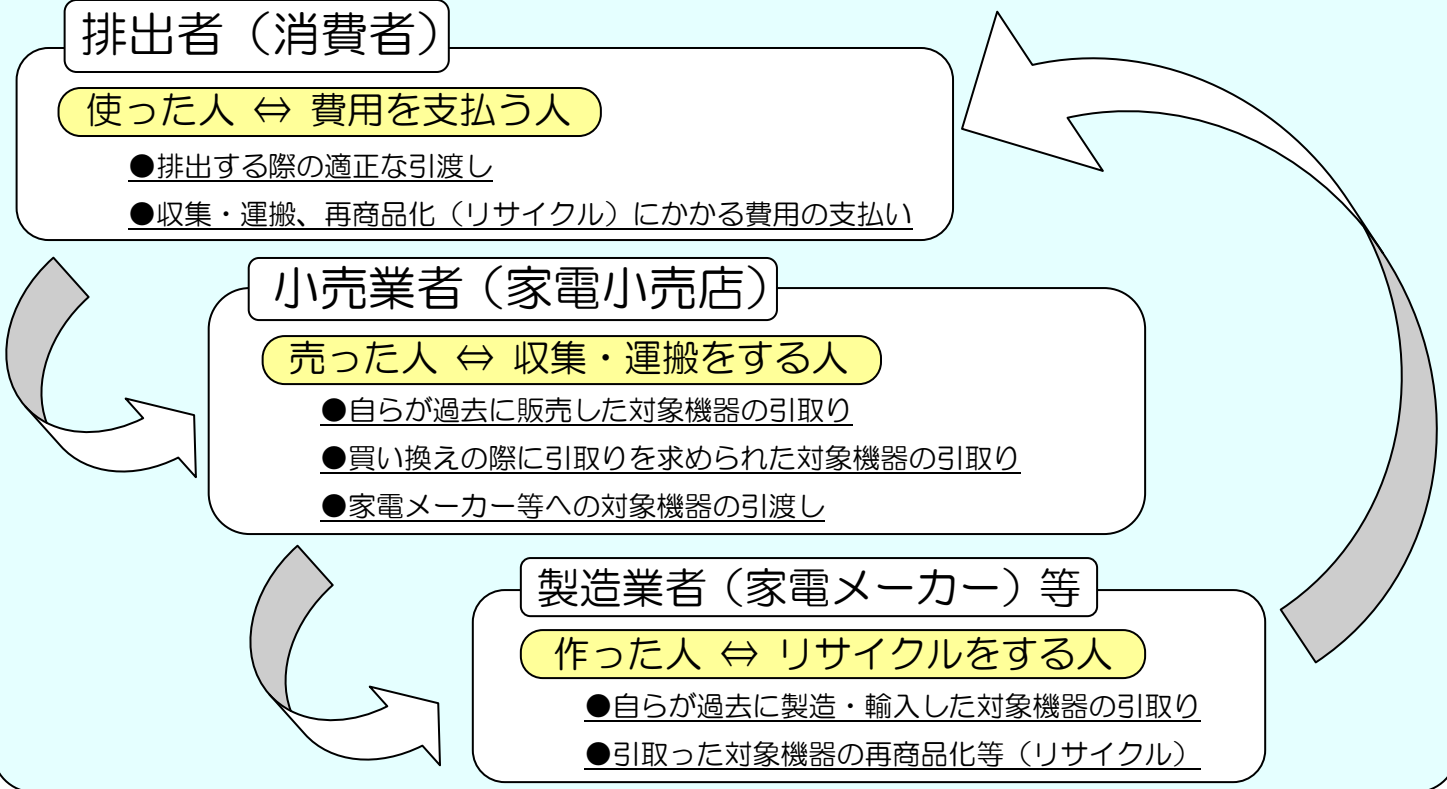
##### 売った人 ⇄ 収集・運搬をする人

- 自らが過去に販売した対象機器の引取り
- 買い換えの際に引取りを求められた対象機器の引取り
- 家電メーカー等への対象機器の引渡し

#### 製造業者（家電メーカー）等

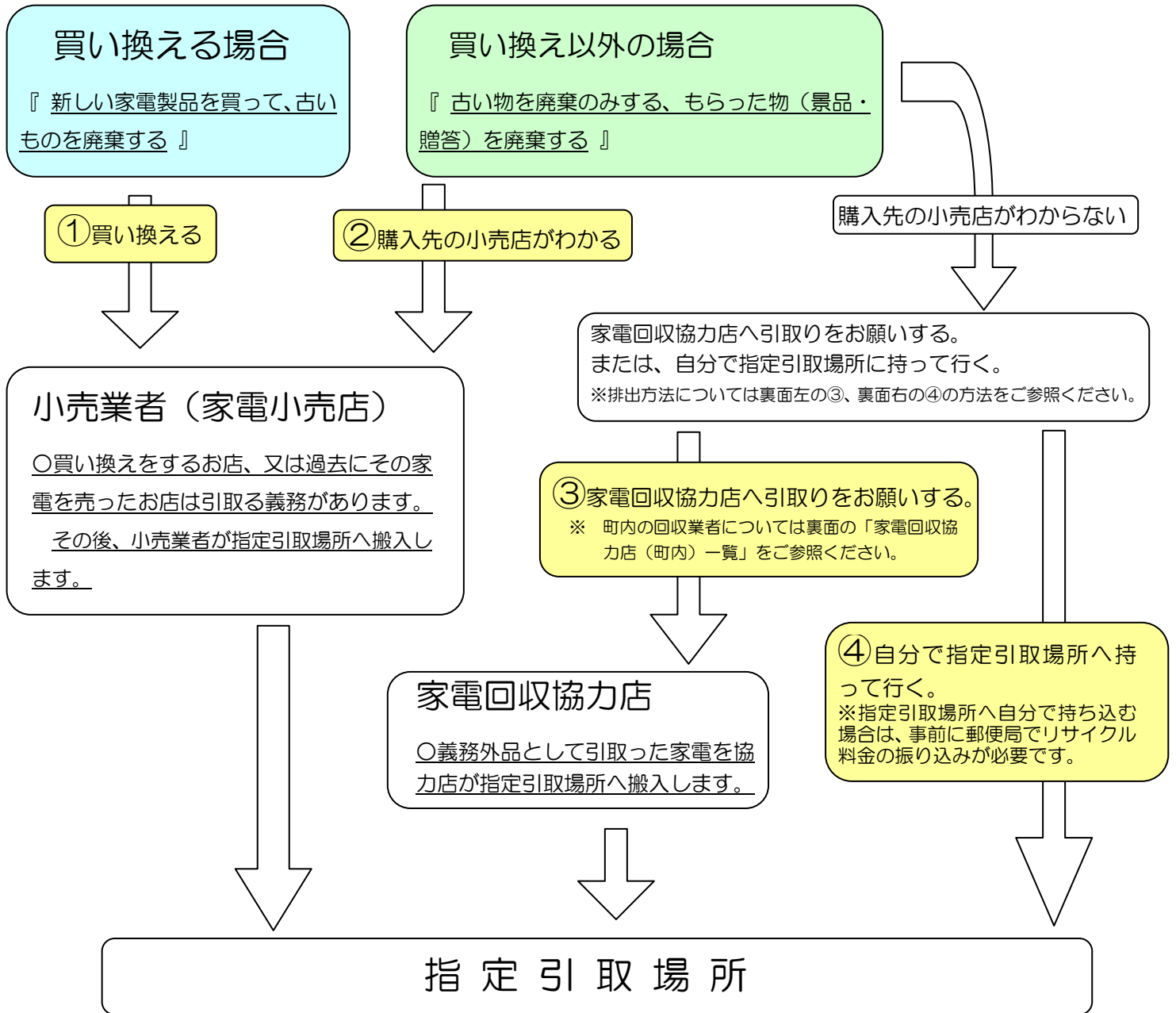
##### 作った人 ⇄ リサイクルをする人

- 自らが過去に製造・輸入した対象機器の引取り
- 引取った対象機器の再商品化等（リサイクル）



# 私たち排出者（消費者）が、使い終えた対象家電製品を排出するにはどうすればいいのでしょうか？

排出者（消費者）は適正な排出を行うという役割があります。排出する廃家電が、買い換えなのか、それ以外のものなのかによって、排出方法が異なり、排出方法には以下の①から④までの4つの方法があります。



いずれの排出方法でもリサイクル料金は支払わなければなりません。

排出方法①から③については、家電小売店（家電回収協力店も含む）経由でリサイクル料金を支払います。④の場合は事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、その際に受け取る家電リサイクル券を対象の廃家電と一緒に指定引取場所へ引き渡します。

なお、収集・運搬料金については家電小売店により料金の違いがありますので、引き取りを依頼する際は、事前に確認をお願いします。

# 私たち排出者が支払う料金の内訳はようになっていて、どう使われているのでしょうか？

廃家電を収集し、リサイクルするためには費用がかかります。家電リサイクル法では、家電製品の小売業者に収集・運搬の義務を、製造業者等にリサイクルの義務を課し、家電製品を使った排出者がそのための費用を負担するという役割となっています。

排出者が支払う  
料金の内訳

=

①再商品化等にかかる費用（リサイクル料金）

+

②収集・運搬にかかる費用（収集・運搬料金）

※個人で指定引取場所へ持ち込む場合には、収集・運搬料金は必要ありません。

リサイクル料金の例（消費税込） ※②の「収集・運搬料金」は含んでおりません

『テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）』 = 1,785 円（15 型以下） / 2,835 円（16 型以上）

『冷蔵庫・冷凍庫』 = 3,780 円（170 リットル以下） / 4,830 円（171 リットル以上）

『洗濯機・衣類乾燥機』 = 2,520 円 『エアコン』 = 2,100 円

※あくまで一例ですので、製造メーカー・大きさ（容量）により金額は変わります。

## ③ 家電回収協力店へ引取りをお願いする場合の方法

購入先の小売店がわからない等の、廃家電を排出する場合は、家電回収協力店へ引取りを依頼することができます。

鬼北町と廃家電の回収協力体制を取っている家電小売店は下記一覧のとおりです。

### 家電回収協力店（町内）一覧

| 店舗名             | 住所        | 電話番号         |
|-----------------|-----------|--------------|
| 有限会社 井上電化サービス   | 清延920番地8  | 0895-45-2563 |
| ウィッティ・あかまつ      | 下鍵山492番地1 | 0895-44-2135 |
| カルテット兵頭         | 近永1032番地  | 0895-45-1131 |
| 株式会社 桐島電工 鬼北営業所 | 奈良3176番地1 | 0895-45-0682 |
| シンザカヤ電気         | 吉波1198番地1 | 0895-45-2772 |
| 兵頭電気 株式会社       | 小倉224番地   | 0895-47-0415 |
| 兵頭電器商会          | 近永955番地   | 0895-45-0271 |

店舗名は50音順に表示しております。

※リサイクル料金については、全国共通の金額ですので店舗による違いはありません。

リサイクル料金については、家電リサイクル券センターのホームページをご参照ください。（URL：<http://www.rkc.aeha.or.jp>）

※収集・運搬料金については、各店舗により異なります。収集・運搬料金について、それぞれの店舗の金額を確認したい場合は、各店舗に直接ご確認いただく、若しくは鬼北町役場環境保全課にて一覧表を作成しておりますのでお問い合わせください。また、鬼北町のホームページにも掲載しておりますので、そちらでも確認することができます。（URL：<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>）

## ④ 指定引取場所へ個人で直接搬入する方法

家電回収協力店（町内）一覧の家電小売店に引取りをお願いする以外に、自分で直接指定引取場所へ搬入することもできます。この場合は、あらかじめ郵便局でリサイクル料金をお振り込みいただいた後、下記の指定引取場所まで搬入してください。

### 郵便局でリサイクル料金を支払うには？

(1) リサイクル料金の確認に必要となりますので、事前に次の情報を確認してください。

- 製造メーカー
- テレビの場合は画面のサイズ（メーカーによってはサイズで料金が異なります）
- 電気冷蔵庫・電気冷凍庫の場合は、内容量（リットル数）

(2) 郵便局窓口で家電リサイクル券を受け取り、必要事項を記入してください。

(3) 上記(1)の情報を基に、備え付けの料金表でリサイクル料金を確認し、家電リサイクル券に付いている振替払込書を用いてATMまたは窓口でリサイクル料金を振り込んでください。

（郵便局での振り込みには振込手数料が必要です。また、必ず振替払込受付証明書に郵便局の日付印をもらってください。）

※リサイクル料金については、それぞれの郵便局に備え付けの一覧表がありますので、その場で確認することができますが、事前に料金の確認をされたい場合は、家電リサイクル券センターのホームページから確認することができます。（URL：<http://www.rkc.aeha.or.jp>）

### 指定引取場所はどこにあるのでしょうか？

指定引取場所は日本全国に多数あり、県内には6箇所あります。

郵便局にてリサイクル料金のお支払いが完了していれば、どこの指定引取場所へも搬入することができますが、搬入前に電話での事前確認をお願いします。

| 会社名              | 住所             | 電話           |
|------------------|----------------|--------------|
| (株) 清水商店         | 宇和島市栄町港3丁目3-12 | 0895-22-0350 |
| 四国西濃運輸(株) 大洲営業所  | 大洲市阿蔵字スナダ甲990  | 0893-24-4170 |
| 四国西濃運輸(株) 新居浜営業所 | 西条市飯岡字杉ノ木1370  | 0897-56-7088 |
| 四国西濃運輸(株) 松山支店   | 東温市上村甲980番地    | 089-990-1313 |
| 四国梱包運送(株)        | 新居浜市黒島1丁目1番15号 | 0897-45-2000 |
| 金城産業(株)          | 松山市北吉田町349番地の1 | 089-972-3303 |

家電リサイクルに関することや、本内容での不明な点についてのお問い合わせは下記までお願い致します。

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1  
鬼北町役場 環境保全課 廃棄物対策係  
電話0895-45-1111（内線2132・2133）